

広島県告示第千五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和八年一月五日までの間、縦覧に供する。

令和七年十二月十八日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類
県道
二 路線名
岩国大竹線
三 道路の区域

		区間	
新	旧	の新別	
一五・〇〇 一八・八〇	一九・一〇 二八・二〇	一五・〇〇 二八・八〇 (敷地の幅員) (メートル)	
七九・一〇	八七・四〇	七九・一〇 (延長メートル)	
メートル		備考 ダブルウエイ 解除 不用物件延長 四五・〇〇	
大竹市木野一丁目地先（山口県界）から 大竹市木野一丁目四六八番一地先まで	大竹市木野一丁目地先（山口県界）から 大竹市木野一丁目四六八番一地先まで		